

## 移動支援サービス事業の拡充（通学等支援）の考え方について

### 1 事業の概要

地域生活支援事業である本事業のサービスの通学等支援は、中野区移動支援サービス事業実施要綱に基づき、保護者や家族の就労や疾病等の理由により、単独での通学が困難な障害児に対し、登校・下校時に、ガイドヘルパーを派遣し、目的地までの送迎を行うとともに通学時の安全を確保することを目的として実施している。

医療的ケア児が特別支援学校へ通学する際に利用される専用通学車両（以下「通学バス」という）に同乗する看護師が確保されず、保護者の同乗が求められる場合があり相当な負担となっていることから、医療的ケア児に対する事業の拡充の考え方について報告する。

### 2 拡充の内容

現在の通学等支援は、保護者や家族が就労等により通学時の介助をすることができない場合のみ利用可能であり、また、通学バス内での利用が対象外であることから、特別支援学校に通学バスで通学する医療的ケア児に限り以下の拡充を行う。

（1）通学等支援での保護者等の就労等による介助に欠ける要件を緩和

（2）ガイドヘルパーの派遣先に特別支援学校の通学バス内を追加

※保護者等が就労等により通学時の介助をすることができない場合は、自宅からバスポイントまでの間も対象となる。

### 3 拡充事業対象者

特別支援学校へ通学バスで通学する医療的ケア児

※通学バスに同乗する看護師が確保されず、保護者の同乗が求められた場合に限る。

※利用にあたり特別支援学校の保護者代理人制度を活用する。

### 4 実施日

令和6年4月1日